

被保険者各位

セイコー健康保険組合

2025 年度 特定保健指導のご案内

平素より、当健康保険組合の事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

毎年、会社と健康保険組合とで連携して実施している「特定保健指導」について、ご案内いたします。

特定保健指導とは、40～74 歳の方を対象に、メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)が原因で発症する高血圧・脂質異常・糖尿病などの生活習慣病予防のために、厚生労働省から実施を義務付けられている制度です。

健診結果で、以下の条件に該当する方が選定されます。(血圧・脂質・血糖で服薬中の方は除外されます)

※産業医による面談や保健指導とは異なります



対象の方には、特定保健指導プログラムのご案内をいたしますので、必ずご参加ください。

プログラムでは、保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、その方に合った目標を設定し、無理なく達成できるような生活習慣の改善をサポートします。

なお、プログラムの参加費用は、健康保険組合が負担いたします。

お問い合わせ等がございましたら、健康保険組合までご連絡ください。

※この事業は、セイコー健康保険組合が委託した保健指導事業者の専門スタッフにより実施いたします。

以上